

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年7月13日付けで行った保護廃止日を同月14日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

シックハウス症候群、化学物質過敏症の為、東京よりも空気中の化学物質の少ない所への転居が命の為には望ましいと主治医（専門医）の生活指導を受け、転居希望先が遠方である事から、何度も往復が出来ず家探しの為不在になっていた。家探しの不在から、住んでいない訳ではない。また、基準額の家が無い時であれば、基準額の家を見つけた場合でも、大家さんの審査と保障会社の審査がある為、本人の意志だけでは、どうする事も出来ない場合があり、一人では決める事が出来ない現実がある為。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年8月22日	諮問
平成30年9月28日	審議（第25回第3部会）
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法19条1項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。
- (2) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。
- (3) 法62条1項によれば、保護の実施機関が、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を

することができるとする法 27 条 1 項の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとされている。そして、法 62 条 3 項によれば、保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができることとされ、同条 4 項によれば、保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないとされている。

- (4) 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)の第 11 (保護決定実施上の指導指示及び検診命令) 問 1・答によれば、被保護者が書面による法 27 条の指導指示に従わない場合に、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとし、保護の停止後においても引き続き指導指示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合、法 62 条の所定の手続を経た上で保護を廃止することとする。また、上記にかかわらず、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止することとされている。

## 2 以上を前提に本件について検討する。

- (1) 請求人から担当者に宛て送付された手紙及び書類、並びに処分庁から請求人に宛て送付された通知等からすれば、以下の各事実が認められる。

### ア 本件住居の居住状況

請求人は、シックハウス症候群及び化学物質過敏症のため、処分庁の所管区域内での生活が困難であるとして、平成 27 年

8月中旬以降、処分庁の所管区域外で住居を定めず生活をしてきた。

イ 請求人の現在地

請求人は、処分庁及び担当者に宛て、不定期に書類や手紙を複数郵送しているが、いずれの書類においても、自らの所在を明らかにしておらず、これら郵便物の差出人住所は全て、本件住居の住所が記載されていた。

ウ 処分庁による転宅指導

(ア) 平成27年12月16日、処分庁は、請求人の身体の状態及び生活状況（上記ア及びイ）から、請求人が処分庁の所管区域外に転居することはやむを得ないと考え、請求人に対して、本件転宅指導を行った。

(イ) 請求人は、本件転宅指導後、1年以上経過しても、保護基準内の住宅を探すことができなかった。このため、平成29年2月8日、処分庁は、請求人に対して、本件口頭指導を行った。

(ウ) 請求人は、本件口頭指導後も保護基準内の住宅を探すことができなかった。このため、平成29年3月29日、処分庁は、請求人に対して、「指示期限（平成29年6月30日）までに継続的に住める安定した居所を決め、届け出ること。なお、転宅する場合は、転居先となる生活保護の実施機関が定めた単身世帯の保護基準内の物件とすること。」を記載した通知（本件指示書）を、郵送により本件住居に送付した。

(エ) 請求人は、本件指示書送付後も保護基準内の住宅を探すことができなかった。このため、平成29年7月4日、処分庁は、請求人に宛て、弁明をすべき日時を同月13日午後1時、場所を〇〇福祉事務所とする本件弁明機会通知書を、郵送により本件住居に送付した。

(オ) 平成29年7月13日、請求人は、〇〇福祉事務所に来所しなかった。

(2) 上記(1)の各認定事実を基に、本件処分について以下検討する。

ア 請求人は、処分庁への届出上、本件住居を居住地としたまま、平成27年8月中旬以降、同住居での居住実態が認められておらず、現在地も不明であったことが認められる。

生活保護は、居住地を管理する福祉事務所が保護の実施責任を負い（法19条1項1号）、被保護者は居住地に異動があった時はすみやかに保護の実施機関にその旨を届け出なければならない（法61条）とされており、居住地を基準に、最低生活費の認定が行われることから、請求人が居住地として届け出ている本件住居が居住地に該当しないのであれば、処分庁による保護の要否又はその程度について変動が生じる可能性がある。したがって、本件における請求人の居住地又は現在地に係る届出義務違反の程度は決して小さいとはいえない。

イ 他方で、請求人は、身体の状況から就労することが困難であり、その要保護性は高かったことが窺える。このため、処分庁が、請求人の状況を考慮して、本件転宅指導を行いながら請求人に対する保護を継続していたこともやむを得ない措置であったものと認められる。

ウ 上記イのとおり、処分庁は、請求人に対して、継続的に住める居所への転宅を指導していたところ、請求人は、本件転宅指導から1年3か月が経過しても保護基準内の住宅を探すことができなかったことから、処分庁は、平成29年3月29日付けの本件指示書により法27条1項の規定による文書指示をしたものと認められる。そして、本件指示書による指示の内容は、「指示期限（平成29年6月30日）までに継続的に住める安定した居所を決め、届け出ること。」という、保護の目的を達成するため必要なものであり、かつ、請求人にとって実現可能なものと認められる。しかし、請求人は、本件指示書による指示の後も、継続的に住める安定した居所を決めることができな

ったことが認められる。

エ 以上のことからすれば、請求人が法 27 条 1 項の指示に従う義務に違反し、保護の停止によっても当該指導指示に従わせることは著しく困難であるとして、処分庁が、法 62 条 3 項の規定に基づき、請求人の保護を廃止した判断に、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件処分について、違法・不当であるということとはできない。

3 請求人は前記第 3 のとおり、主治医の生活指導を受け、転居希望先が遠方である事から、何度も往復が出来ず家探しのため不在になっていたのであって、本件住居に住んでいない訳ではない、本人の意志だけではどうする事も出来ない場合があり、一人では決める事が出来ない現実があると主張する。

しかし、平成 27 年 8 月中旬以降、請求人が、本件住居に居住している実態があったと認めることができず、居住実態が不明な状態が約 2 年間にわたり続いていたことは上記 2 のとおりであり、この間、処分庁が、請求人の身体の状態を考慮し、再三にわたって転宅指導を行ったにも関わらず、請求人が当該指導指示に従わなかったことは明らかであるのだから、家探しのため不在になっていたのであって、本件住居に住んでいない訳ではないとする請求人の上記主張は、本件処分の取消理由とはなり得ないものである。

したがって、請求人の主張は理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成